

平成26年第2回弘前市教育委員会会議録

日時 平成26年1月23日（木）

午後1時

場所 中央公民館岩木館2階大研修室

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期決定
- 5 臨時代理の報告
報告第1号 臨時代理の報告について
(平成26年度教育費予算案に対する意見申出について)
- 6 議案の審議
議案第5号 弘前市教育センター管理運営規則の一部を改正する規則案
議案第6号 弘前市立公民館管理運営規則の一部を改正する規則案
議案第7号 弘前市学習情報館管理運営規則の一部を改正する規則案
議案第8号 弘前市相馬ふれあい館管理運営規則の一部を改正する規則案
- 7 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

1番 山科 實 委員、2番 土居 真理 委員、3番 一戸 由佳 委員、
4番 前田 幸子 委員、5番 佐藤 紘昭 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 野呂 雅仁、教育政策課長 櫻庭 淳、学校教育推進監兼学校教育改革室長 工藤 雅哉、学校企画課長 北嶋 郁也、学務健康課長 有馬 靖、学校指導課長 佐藤 忠浩、生涯学習課長 佐藤 賢也、文化財課長 小野 俊彦、弘前図書館長兼郷土文学館長 桜庭 哲紀、博物館長 土谷 伸夫

◇出席事務局職員

教育政策課長補佐 鳴海 誠、同政策調整担当主幹 高谷 由美子、同主幹兼総務係長 中田 和人

午後1時 開会

○委員長（山科 實委員） これより、平成26年第2回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただ今の出席者数は5名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。会議録署名者に2番土居真理委員と3番一戸由佳委員を指名いたします。会期は本日1日といたしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

本日の案件は、報告が1件、議案4件となっておりますが、報告第1号は平成26年度予算案の策定過程における案件であることから、本報告の審議については、弘前市教育委員会会議規則第12条第1項ただし書きの規定に基づき、これを公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認め、報告第1号は非公開で審議することといたします。報告第1号の審議に入りますが、先ほど決定いたしましたとおり、審議は非公開といたしますので、弘前市教育委員会会議傍聴規則第6条の規定により傍聴者の退席をお願いいたします。

（傍聴者は退席）

・報告第1号について

○委員長（山科 實委員） それでは報告第1号臨時代理の報告について（平成26年度教育費予算案に対する意見申出について）審議します。

（非公開で審議—原案どおり承認）

○委員長（山科 實委員） 次に議案の審議に入りますが、準備がありますので暫時休憩します。

（委員長 退出者の入室を確認）

・議案第5号から第8号について

○委員長（山科 實委員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。次の議案第5号から第8号までの4件は、いずれも消費税率の引き上げに伴う使用料の改定に関する規則の一部改正です。そのため、まず今回の使用料改定についての全体的な方針について説明をしていただき、それから議案について説明をしていただき審議します。

まず、全体に係る方針について事務局から説明をお願いします。

○教育政策課長（櫻庭 淳） 議案第5号から第8号の全体的な方針を説明します。平成26年4月1日から消費税率及び地方消費税率が8%に引き上げられることに伴い教育機関の使用料の改定につきましては、12月2日の平成25年第17回教育委員会会議におきまして、教育センターや博物館など、9つの施設の使用料を改定するた

めの条例の改正案についてご審議いただいております。

今回は、それらの施設のうち地方自治法の規定に基づき、条例で定めて徴収している施設本体の使用料ではなく、それ以外の使用料、例えば音響や映写、照明関係の機器などの附属設備等の使用料を徴収しているものについて、その使用料も改定しようとするものであります。

市の方針といたしましては、附属設備等の使用料につきましても、施設本体と同様に税負担の公平性の観点から使用料に増税分を一律に転嫁し、特定の行政サービスの受益者である利用者に応分の負担をお願いするものであり、算定方法も施設本体と同様で行うこととしております。以上です。

・議案第5号について

○1番（山科 實委員） 概要説明に続きまして、議案第5号弘前市教育センター管理運営規則の一部を改正する規則案について審議します。

○学校指導課長（佐藤忠浩） 議案第5号弘前市教育センター管理運営規則の一部を改正する規則案について、ご説明いたします。

3枚目の新旧対照表で説明します。別表教育センター附属設備及び器具類使用料につきまして、右側に記載の現行の使用料を左側に記載の額に改定しようとするものであります。また、同表備考第2号について、備付け以外の機械、器具等を使用する場合で、電気を使用したときは、1回1キロワット（1キロワット未満であるとき又は1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして計算する。）につき110円を徴収すると改めようとするものであります。なお、改定額の算定方法は、現行の税込み料金を現在の税率5%で割り戻し8%を付加し10円未満を切り捨てております。

議案の2ページ目に戻って、附則につきまして施行期日は平成26年4月1日と定め、経過措置は本規則による改正後の別表の規定は、規則の施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例によるとなっております。以上です。

○委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○4番（前田幸子委員） 確認です。新旧対照表のその他の演台の340円は350円にならないのですか。さっきの掛け算をもう一回教えてください。

○学校指導課長（佐藤忠浩） 現行の使用料を税率5%で割り戻して8%を付加します。

○4番（前田幸子委員） そうすれば10円いかないのですか。

○学校指導課長（佐藤忠浩） 349円71銭になります。

○4番（前田幸子委員） 分かりました。

○委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 議案第5号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第5号は原案どお

り可決されました。

・議案第6号について

○委員長（山科 實委員） 続きまして議案第6号弘前市立公民館管理運営規則の一部を改正する規則案について審議します。

○生涯学習課長（佐藤賢也） 議案第6号弘前市立公民館管理運営規則の一部を改正する規則案について、ご説明いたします。

4枚目からの新旧対照表で説明します。弘前市立公民館の附属設備等使用料につきましては、10円未満を切り捨てるため税率が変わっても使用料が変わらない部分を除き改正の対象となるもので、右側に記載の現行の使用料を左側に記載の額に改正しようとするものであります。また、最後のページの備考2、備付け以外の機械、器具等を使用する場合で、電気を使用したときは、1回1キロワット（1キロワット未満であるとき又は1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして計算する。）につき110円を徴収すると改めるものであります。

なお、改定額の算定方法については現行の税込み料金を現在の税率5%で割り戻し8%を付加し10円未満を切り捨てております。

3枚目にお戻りください。附則として施行期日は平成26年4月1日、経過措置としては、この規則による改訂後の弘前市立公民館管理運営規則別表の規定は、この規則の施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例によるとなっております。以上です。

○委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） それでは、議案第6号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第6号は原案どおり可決されました。

・議案第7号について

○委員長（山科 實委員） 続きまして議案第7号弘前市学習情報館管理運営規則の一部を改正する規則案について審議します。

○生涯学習課長（佐藤賢也） 議案第7号弘前市学習情報館管理運営規則の一部を改正する規則案について、ご説明いたします。

3枚目からの新旧対照表で説明します。先ほども説明しましたが10円未満を切り捨てるため税率が変わっても使用料が変わらない部分を除き改正の対象となるもので、右側に記載の現行の使用料を左側に記載の額に改正しようとするものであります。また、備考2については備付け以外の機械、器具等を使用する場合で、電気を使用したときは、1回1キロワット（1キロワット未満であるとき又は1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして計算する。）につき110円を徴収すると改めるものであります。

2枚目にお戻りください。附則として施行期日は平成26年4月1日、経過措置と

しては、先ほど説明したとおりです。以上です。

○委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） それでは、議案第7号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第7号は原案どおり可決されました。

・議案第8号について

○委員長（山科 實委員） 続きまして議案第8号弘前市相馬ふれあい館管理運営規則の一部を改正する規則案について審議します。

○生涯学習課長（佐藤賢也） 議案第8号弘前市相馬ふれあい館管理運営規則の一部を改正する規則案について、ご説明いたします。

3枚目の新旧対照表で説明します。弘前市相馬ふれあい館の運動広場に設置している夜間照明施設の使用料について、右側に記載の現行の使用料を左側に記載の額に改正しようとするものであります。

1枚目にお戻りください。附則として施行期日は平成26年4月1日、経過措置としては、公民館及び学習情報館管理運営規則の経過措置と同様です。以上です。

○委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） それでは、議案第8号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第8号は原案どおり可決されました。

以上で本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして平成26年第2回教育委員会会議を閉会いたします。

午後1時55分 閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育政策課主幹兼総務係長 中田 和人

弘前市教育委員会

委員長 山 科 實

署名者 土 居 真 理

署名者 一 戸 由 佳